

1月号

No.3

くらしのアシスト

太田市消費生活センターだより

発行 太田市消費生活センター
太田市浜町2-35(市役所2階)
☎ 0276-30-2220
発行日 令和6年1月1日

新年あけまして おめでとうございます



今年も「くらしのアシスト」では、皆さんの暮らしに役立つ情報や、気を付けていただきたいトラブル事例などをお知らせして行きます。ぜひ、ご参考にしてください。

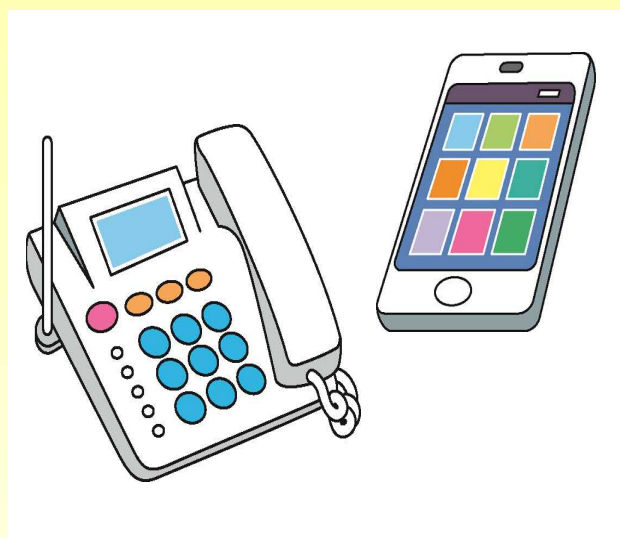
事例① 『自動音声』の電話で 「未納料金が発生している」は詐欺です！！

携帯電話に、契約中の通信業者を名乗る着信があり、出ると自動音声で

「未納料金が発生している

放置すると法的措置をとる」

と、言われガイダンスにしたがって番号ボタンを押した。担当者につながり、名前と生年月日を伝えたら電話が切れた。



* 消費者庁イラスト集より *

★相談員からのアドバイス★

- ・ 身に覚えのない未納料金や利用停止の連絡は **無視しましょう!**
- ・ 非通知や知らない番号からの電話には **出ないようにしましょう!**
- ・ 不明な点は、事業者の本来の連絡先に **問い合わせをしましょう!**

※ 『自動音声』の内容に不安を感じる場合は、消費生活センターや警察に相談してください。

事例② 『海産物の電話勧誘』

売りに上げに協力しようと思ったのに…。

「こちら〇〇水産、コロナや物価高の影響で
売りに上げが減って困っている。支援してほしい」
と言われ、**勧められた** カニやホタテを購入。

**「20,000円を15,000円に値引いて
くれるし、売りに上げに協力しよう」**

数日後…。代引配達で届いた商品は値引いた
金額にも見合わない鮮度の悪いものばかり。
送り先には、何度電話してもつながらない。



* 消費者庁イラスト集より *

★相談員からのアドバイス★

- ・「新型コロナウイルスや物価高の影響で収入が減って困っている」
など、消費者の親切心につけ込む **勧誘に気を付けましょう!**
- ・断ったにもかかわらず、「買ってもらわないと困る」と一方的に送られて
きた場合は、受け取りを拒否し、**代金を支払わないようにしましょう!**

※業者からの電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます!

【くらしの安全】衣類への火の燃え移りにご注意ください!!



* 消費者庁イラスト集より *

ガスコンロの火を消そうとしたら、洋服の袖に火が燃え移った。

「えっ!? 背中まで…!!」後ろまで火が回っていて、やけどをした。

★アドバイス★

調理などで火を使うときは、袖や裾が広がっている衣類はさげ、
火に近づき過ぎないようにしましょう!

【消費者ホットライン】 ☎188 (イヤヤ!)

※ お住いの地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。

○太田市消費生活センター ☎0276-30-2220 (市役所2階)

(受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)

○太田警察署 ☎0276-33-0110 (警察相談専用☎ #9110)

※もしも、消費者トラブルで困ったら……。
一人で悩まずに、お早めにご相談ください。